

○水防団員共済制度に関する条例

制 定 昭 36. 6.29 条例 7

第 1 条 淀川左岸水防事務組合（以下組合という。）の水防団員は、相互共済及び福利増進をはかるため、共済会を組織する。

第 2 条 共済会は、団員の総意によって組織し運営する。

第 3 条 共済会は、第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)福利厚生等に関する給付

第 4 条 会員は、共済会の事業に要する費用に充てるため掛金を負担する。

第 5 条 この組合は、毎年度予算の範囲内で共済会に補助金を交付する。

第 6 条 管理者は、職員を共済会の事務に従事させ、又は組合の施設を共済会の利用に供することができる。

第 7 条 共済会の事業年度は、組合の会計年度による。

第 8 条 管理者は、共済会の業務について意見を述べ若しくは報告を求めることができる。

第 9 条 この条例で定めるものの外、共済会の組織、給付及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 36 年 4 月 1 日から適用する。